

琉球大学医学部及び病院（新キャンパス）アメニティ施設整備運営事業
「琉球大学（新キャンパス）コンビニエンスストア運営事業」
仕様書

国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）が、本学新キャンパスにおいて「琉球大学病院コンビニエンスストア」を運営する事業者（以下「事業者」という。）を「企画競争を前提とする公募（プロポーザル方式（企画競争）入札）」により選定するにあたり、仕様を以下のとおり定める。

1. 事業概要

（1）事業名

琉球大学（新キャンパス）コンビニエンスストア運営事業

（2）事業内容

敷地内に2か所（研究棟1階及び病院4階）にコンビニエンスストア店舗、1か所（病院6階）に自販機型無人コンビニを設置し、これらの運営に関する一切の業務。

（3）事業期間

ア 医学部（研究棟1階）

医学部開学日（令和7年4月予定）～令和17年3月31日（10年間）

イ 病院（4階及び6階）

病院開院日（令和7年1月予定）～令和17年3月31日（10年3月間）

※医学部開学日及び病院開院日については、決定次第通知・公表予定。

※事業期間には、撤去に関する期間は含むが、店舗の設置に関する期間は含まない。

（4）基本事項

《琉球大学医学部》

ア 施設名称 琉球大学医学部 研究棟

イ 施設所在地 沖縄県宜野湾市喜友名 1076番地

ウ 施設構造 RC造（一部S造）

エ 階数 地上13階（地下なし）

オ 建築面積 約2,900m²

カ 延床面積 約23,000m²

キ 竣工年月 令和6年10月（予定）

ク 構造形式 耐震構造（純ラーメン架構）

ケ 使用を許可する施設（範囲は、別紙1「平面図」参照）

記号	区分	面積
A	研究棟1階売店	73m ²

コ 教職員数・学生数

教職員数（医学部及び病院） 1,937名（令和5年5月1日現在）

学生数 1,184名（令和5年5月1日現在）

《琉球大学病院》

- ア 施設名称 琉球大学病院
イ 施設所在地 沖縄県宜野湾市喜友名 1076 番地
ウ 施設構造 SRC 造（一部 S、一部 RC 造）
エ 階数 地上 14 階／塔屋 1 階（地下なし）
オ 建築面積 約 11,000 m²
カ 延床面積 約 70,000 m²
キ 竣工年月 令和 6 年 6 月（予定）
ク 構造形式 免震構造（上部構造：耐震壁付ラーメン構造）
ケ 使用を許可する施設（範囲は、別紙 2・3 「平面図・出店場所拡大図」参照）

記号	区分	面積
B	病院 4 階コンビニエンスストア	254.85 m ²
C	病院 6 階スタッフ休憩室	103.8 m ²

- コ 病床数 620 床（予定）
サ 1 日平均外来患者数 1,158 人（2022 年度実績）
シ 教職員数（医学部及び病院） 1,937 名（令和 5 年 5 月 1 日現在）

2. 事業者の責務

事業者は、次の責務を負うものとする。

- (1) コンビニエンスストアの運営や本学の業務遂行のために本学が求める要請に対して、誠実に協力する。また、サービスの質の向上等について、本学と協議の上、その実現に努めること。
- (2) 販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限を遵守すること。また、商品の安全管理には十分に配慮し、管理責任を明確にすること。
- (3) 事業開始時、事業終了時及び運営期間中に関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て事業者の負担において行い、申請・届出等の状況を本学に報告すること。
- (4) 事業範囲の施錠・鍵については、事業者の責務において管理すること。また、建物への入退室等については、本学の指示に従うこと。
- (5) 経済状況の変化など委託事業の運営に支障が生じたときは、本学と相談するなど、本学の事業や委託事業の運営に支障を生じないよう誠実に対応すること。
- (6) 健全な運営を行っているかどうか、及び本学の要求事項を遵守しているかどうかを確認するため、本学に対して年に一度、会計の適正性を確認した書類を含む業務状況報告書を提出するものとし、その内容については、別途協議の上定めるものとする。

3. 営業日・営業時間等

- (1) 営業日・営業時間、休業日・休業時間については、原則、表 1 のとおりとする。なお、事業者の提案により営業日や営業時間を拡充することは可能である。

表1.

記号	場所	営業日	営業時間	休業日
A	研究棟1階売店	平日	8:00～18:00	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(原則として12月29日から1月3日)及びその他本学が特に定めた日
B	病院4階 コンビニエンスストア	毎日 (年中無休)	7:00～22:00	—
C	病院6階 スタッフ休憩室 (自販機型無人コンビニ)	毎日 (年中無休)	24時間利用可能	—

※ 研究棟1階売店については、長期的かつ安定的な運営を諮る上で、地域住民などの利用も想定して休日等の営業を要する場合は、本学との協議の上、大学行事等により営業が出来ない日を除き、休日等の営業を可とすることもある。また、本学学年歴による春季・夏季・冬季休業期間中等における営業時間の短縮等は、事前に本学と協議の上、決定するものとする。

- (2) 本学が特に必要とする時は、営業時間の延長や休業日の営業を依頼することがあるため、協議の上、事業者は真摯に対応すること。

また、特別の理由がある場合や不測の事態（感染症の流行等）等が発生した場合は、その状況を踏まえ、本学と協議の上、営業時間の縮小や営業日の休業等について決定する。その他臨時的な休業日等が生じる際には、事前に本学の承認を得ること。

- (3) 新病院における病院2階正面玄関解錠時間や外来診療時間等は、下記を予定している。

病院2階正面玄関開錠時間	7:45～17:00 (月曜日～金曜日 (祝日、12月29日～1月3日を除く))
外来診療時間	9:00～16:00 (平日のみ)
面会時間	原則 15:00～19:00
外来患者用立体駐車場	年中無休

※開錠時間外は、各出入口常時施錠されているため、開錠には本学関係者向けのセキュリティカードが必要。

4. 運営業務

【共通事項】

- (1) 販売品目や衛生管理の方針、独自のアイデア、サービスの提供内容、食材の調達方法等については、本学からの要求事項等を踏まえた事業者の提案によるが、患者、患者家族、教職員及び学生等の健康に留意した多様な選択肢を提供できるよう配慮すると共に、安全で良質な飲食物を安定的かつ継続的に提供すること。
- (2) アルコール類、たばこ、青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書等、臭気の強いもの、その他院内及び大学構内の安全・衛生を脅かすものの販売は不可とする。
- (3) 販売価格の設定については、標準販売価格（定価）の範囲内で事業者が任意に設定すること。

- (4) 琉球大学新キャンパス敷地内は全面禁煙であるため、店内は完全禁煙とし、喫煙所等の設置は認めない。
- (5) 支払い方法については、現金だけではなく、クレジットカードや非接触型 IC カード、電子マネー等での支払いにも対応すること。
- (6) 商品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。停車場所及び搬入出経路は、事前に本学の指示を受けた方法によること。
- (7) 店舗の設置（設備、備品等を含む）、店舗内改裝、修繕、模様替え、その他原型を変更する行為を伴う場合には、事前に本学の承諾を得なければならない。
- (8) 車椅子利用者や様々なニーズ等に配慮したキャンパス及び病院に調和した店舗デザインとするこ
- と。
- (9) 許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。許可を受けた場所での張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に本学の承認を得ること。
- (10) 営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て事業者の負担において行い、申請・届出等の状況を本学に報告すること。
- (11) 災害発生時、食料や飲料水、保有する物資等の供給などの支援について協力すること。（琉球大学病院は、沖縄県災害拠点病院の指定を受けている。）
- (12) その他、本学の取組等について柔軟に対応すること。

【研究棟 1 階売店】

- (1) 病院 4 階コンビニエンスストアのサテライト店舗として運営すること。
- (2) 食品（弁当・菓子・インスタント食品等）や飲料、文房具、日用品を中心とした、品揃えの充実に配慮すること。また、学生や教職員の意見を取り入れた品揃えにするなど、本学と連携し、長期的かつ安定的な運営を実現するための工夫、改善を行うこと。
- (3) 本学が指定する医学部学生に必要な教具（白衣や実習用メス等）の販売及び取扱いを行うこと。
- (4) ATM（一般的な金融機関のカードが利用可能）を最低 1 台設置すること。
- (5) 提供サービスについては、郵便関係（切手・官製ハガキ等の販売）、宅配取次業務、コピーサービスを提供すること。
- (6) 事業開始日については、原則、医学部開学日（令和 7 年 4 月予定）を原則とする。ただし、病院開院時（令和 7 年 1 月予定）から事業開始可能である場合又は令和 7 年 1 月～3 月（約 3 か月間）における運営条件等について本学と協議が必要な場合は、その内容を企画提案書に明記すること。
- (7) 購入した商品の温めができるよう電子レンジ及びインスタント麺等が調理できるよう電気ポットを店舗内に設置すること。また、これらの維持・管理についても事業者において行うこと。

【病院 4 階コンビニエンスストア】

- (1) キャンパス敷地内の主店舗とし、コンビニエンスストア方式により運営すること。
- (2) 取扱商品については、病院利用者のニーズに十分配慮し、次に掲げるものについては提供すること。但し、感染衛生対策上望ましくない商品（生花等）や美観を損なうものの取扱いについては

不可とする。また、一般的のコンビニエンスストアでは取り扱っていない場合でも、病院内店舗という特殊性を鑑み、病院からの要望（取扱い商品の指定等も含む）に対応すること。なお、販売品目の内容は、契約期間中に見直す場合があり、販売品目の追加や変更等を行う場合（軽微なものは除く）は、本学と協議の上、許可又は決定を得ること。

(ア) 医療関連用品（薬機法に定める届出、許可が必要なものは除く。）

(イ) 食品（弁当・菓子等）、飲料

(ウ) 日用品（洗面用具・化粧品等）

(エ) 衣料品（パジャマ・下着等）

(オ) 雑誌、本、新聞

(カ) 切手、官製ハガキ等の郵便関係

(キ) 印紙、カード類等

(ク) その他、本学の許可又は決定を得た販売品目

(3) 提供サービスについては、次に掲げるものについては提供すること。なお、サービスの内容は、契約期間中に見直す場合があり、サービスの変更・追加等を行う場合は、本学と協議の上、決定すること。

(ア) ATMの設置（一般的な金融機関のカードが利用できること。設置台数は2台以上。）

(イ) 各種チケット（映画、イベント、旅行等）の予約、購入等のサービス

(ウ) FAX及びコピーサービス

(エ) 宅配取次業務

(オ) インターネットショップ等で購入した商品の受取サービス

(カ) 公共料金受付

(キ) その他、本学が許可する利用者にとって利便性の高いサービス

(4) 食品（特に弁当）や飲料については、年間を通じて同じ商品を陳列するのではなく、定期的に商品の入れ替えや新商品の陳列等、利用者が飽きない工夫をすること。また、健康に配慮した商品のラインナップ比率を高くするなど、昨今の健康志向を踏まえた商品構成とすること。

(5) 購入した商品の温めができるよう電子レンジ及びインスタント麺等が調理できるよう電気ポットを店舗内に設置すること。また、これらの維持・管理についても事業者において行うこと。

【病院6階スタッフ休憩室】

(1) 24時間年中無休で利用可能な自販機型無人コンビニを設置すること。

(2) 食品（おむすび、サンドイッチ、パン等）やお菓子、飲料については、必ず取り扱うこと。また、売上状況や季節に応じて定期的に商品ラインナップの入れ替え等を行い、立地に合わせた最適な品揃えを提案すること。

(3) 賞味期限の管理等は徹底し、万が一トラブルが発生した場合に備えて回収等の対応体制を整えること。

(4) 購入した商品の温めができるよう電子レンジを設置すること。また、これらの維持・衛生管理についても事業者において行うこと。（電気ポットについては、衛生管理等の観点から設置不可とする。）

(5) 災害発生時の備蓄対応として自販機内商品の無償提供を可能とすること。

5. 費用負担

(1) 本学負担

① 本学所有のテーブル・椅子等の備品（病院 6 階スタッフ休憩室のみ）

② その他、本学が認めた費用

(2) 事業者の負担

ア 事業者は、次の経費を負担するものとする。

① 店舗内装、設備整備、什器類購入等にかかる諸経費

（設備等の諸要件については、資料編を参照すること）

② 事業に必要な物品（食器類・備品・消耗品等）に係る経費（別紙 4 を参照）

③ 事業者の使用部分及び事業者が設置した設備・物品類等に係る修繕等維持費

④ 事業実施に係る食材料費、人件費、保健衛生費、営業に関する経費

⑤ 建物賃料（詳細は 6. (1) 参照）

⑥ 売上手数料（詳細は 6. (2) 参照）

⑦ 事業者の使用部分に係る光熱水費（詳細は 6. (3) 参照）

⑧ 事業者の使用部分、調理器具、什器等の清掃に係る費用

⑨ 害虫駆除実施に係る費用（キャンパス全体で実施するタイミングで同時に実施することも可）

⑩ 事業者が使用する厨房・店舗・事務所等その他関連部分から発生する廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物等）の処理に要する経費（詳細は 6. (4) 参照）

⑪ 店舗事務所等の電話設置にかかる経費（詳細は 6. (5) 参照）

⑫ 運営事業終了時の現状回復に係る費用

⑬ 営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等に係る費用

⑭ その他、事業者がコンビニエンスストアの運営に伴い必要となる経費

(3) その他

上記以外について経費が発生し、負担区分について疑義が生じた場合は、本学及び受託者双方が協議の上、負担区分を決定すること。

また、経済情勢の変動、本学規則の改廃、本学が準用することとした関係法令等の改廃、その他の事情の変更により本学が必要と認める場合には、建物賃料や光熱水費等を改定することがある。この場合においては、事業者は、本学と協議の上、契約書の改定等を行う。

6. 運営に関する条件等

(1) 建物賃料

・ 事業範囲の賃料については、「国立大学法人琉球大学土地・建物貸与要領」（平成 16 年 4 月 1 日制定）により算定を行い、月額 500 円／m²を下限に事業者の提案により決定する。なお、公租公課が生じた場合は、受託者の負担とする。

❖ 【算出式】

賃付総面積 (m²) × 1 m²当たりの月額使用料 = 1 か月当たりの建物賃料 (円未満切捨)

例. (73 m²+254.84 m²+10 m²) ×550 円／m²=185,812 円／月 <年間 2,229,744 円>

- 各施設の貸付面積は、表2のとおりとし、A～Cの合計を貸付総面積とする。

表2.

記号	区分	貸付面積
A	研究棟1階	73 m ²
B	病院4階コンビニエンスストア	254.85 m ²
C	病院6階スタッフ休憩室	事業者が提示する自販機型無人コンビニ設置範囲

- 建物貸付料は、本学が請求し、請求書に記載された支払日までに本学に支払うものとする。

(2) 売上手数料

本事業における売上の一定割合を支払うものとし、売上手数料率については、事業企画書において事業者が提案するものとする。

(3) 光熱水費等

事業期間中に店舗で使用した光熱水費は、計測器（子メーター）を設置し使用実績に応じた実費相当分とする。

(4) 廃棄物処理費

店舗で発生した廃棄物については、事業者の負担で処理すること。ただし、本学の廃棄物と混載して処理する場合は、処理量に応じた料金を徴収する。

(5) 電話設置費

内線電話に係る費用は徴取しない。なお、直通電話の設置にあたっては、本学の設備（回線）を使用できるものとするが、電話加入権及び店舗までの設置に係る費用は事業者の負担とする。（特別な回線を必要とするような大がかりな設置工事は不可）

(6) その他

事業者が第三者に営業権の譲渡等をすることは不可とするが、事業者が直接運営またはフランチャイズ方式のいずれかを採用することは間わない。

7. 維持管理

- 事業者は、使用する施設・設備等に関して、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- 事業者は、事業期間中、事業範囲をサービスの提供にふさわしい環境に維持するよう定期的に清掃し、衛生上、良好な環境を維持すること。
- 事業者は、毎営業終了後、店舗部分及び客席スペース（イートインを整備する場合に限る）については、事業者の負担により清掃し、衛生上、良好な環境を維持すること。
- コンビニエンスストアの店舗周辺は、来店者の利用が多いことが考えられることから、事業者側の負担により清掃等の維持管理を行うこと。また、6階スタッフエリア内の清掃等も同様に行うこと。
- 事業者は、運営に伴い発生する廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物等）を分別・保管・収集・運搬等により適切に処理すること。なお、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に基づき、コンビニエンスストア運営に伴う食品循環資源の再利用を行うこと。
- 空気環境及び水質について、関係法令等を遵守し、厳正な維持管理に努めること。

- (7) 本学敷地内は全面禁煙・飲酒禁止であることを利用者に周知すること。
- (8) 従業員に対しては、大学及び病院という施設の特殊性を考慮し、特に衛生面や接遇面での教育に重点を置いた研修体制を整えること。
- (9) 従業員の配置については、事業を円滑かつ安全に遂行されるよう留意し、事業を実施する上で必要かつ十分な従業員を配置し、安心・安全な食材の調達・調理、利用者の健康増進に配慮したメニュー作成等を行うとともに、従業員のうち1名を、本学との連絡調整を行う現場責任者として配置すること。また、従業員に対しては、名札又は身分証を携帯・表示させること。

8. 自由提案

本学に有益となる提案があれば、自由提案として受け付ける。

例. 店内イートインコーナーの設置、病院4階店舗周辺環境及び利便性向上に資する取組

(電子レンジやゴミ箱等の設置、セルフ清掃用フキン等の用意等)

入院患者への販売サービス（病棟までのワゴンサービスやベッドサイドからの注文受付等）、
利用者への貢献サービス（割引サービス等）、簡易郵便局の運営

9. 契約等

- (1) 本学と事業者は、コンビニエンスストアの運営について、「琉球大学（新キャンパス）コンビニエンスストア運営事業契約書（案）」を基本とする事業契約を締結する。契約期間は、1.
(3) 事業期間のとおりとする。
- (2) 契約期間満了後の取扱いについては、契約期間満了1年前までに本学が決定する。更新する場合は、更新期間は最大10年を目途に更新することとし、更新しない場合は再度の公募等を行う予定である。
- (3) 本学が事業者に業務委託契約等に違反する事実があったと認めるとき、又は本学及び事業者が事業の継続が不可能と認めたときは、契約を解除できるものとする。
- (4) 契約の解除を行うとき又は本学若しくは事業者が事業の終了を望むときは、終了の1年前までに相手方に通知し、契約の解除に関しての協議を行うこと。ただし、事業者の責任による場合は、この限りではない。
- (5) 事業者は、契約期間が満了したとき又は9.(3)により契約が解除となったときは、事業者の負担において本学と協議の上決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。ただし、本学が特に認めたときは、この限りではない。
また、事業者が原状回復を履行しないときは、本学は事業者の負担においてこれを行うことができるものとする。この場合、事業者は本学に異議を申し立てることはできないものとする。
- (6) 契約期間満了又は契約解除後の営業権の延長又は営業権の補償等の賠償責任その他一切の請求はできないものとする。

<参考>優先交渉権者決定から事業開始までのスケジュール

優先交渉権者決定	令和6年5月末
事業契約に向けた協議	令和6年6月以降
病院竣工	令和6年6月末（予定）
事業契約の締結	令和6年8月（予定）
医学部竣工	令和6年10月末（予定）
内装等工事開始	令和6年10月末（予定）
事業開始（開院日）	令和7年1月（予定）
事業開始（开学日）	令和7年4月（予定）

10. その他留意事項等

(1) 事業対価

本学は、事業の委託に伴う報酬、その他いかなる対価も支払わないものとする。

(2) 顧客満足度調査及びニーズの調査

事業者は、患者等から寄せられた運営に関する苦情等に対し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本学に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、本学と協議の上対応すること。

(3) 顧客満足度調査及びニーズの調査

利用者の満足度及びニーズを把握し適切にサービスを反映させるために、調査を適宜（年1回程度）行い、その結果を報告すると共に、サービス内容への反映方法を報告すること。

(4) 店舗名称

琉球大学の名称を使用する場合は、「「琉球大学」の名称使用に関するガイドライン」（平成20年7月22日学長決定）を参照の上、本学に対する誤ったイメージや誇大な表示とならないよう、また、社会や国民に誤認を生じさせることがないようにすること。また、固有名詞や特定のイメージを連想させるもの等は含めないこと。

(5) 公共交通機関の積極的な利用

事業者の店舗運営に従事する者は、公共交通機関の利用に努めるものとする。本学駐車場を使用する場合は、本学の指示に従うものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、本学と協議の上決定すること。また、新キャンパス内に本事業者の運営事業及び用途に競合する可能性がある第三者の運営する店舗を設置等する場合は、本学と事業者で協議するものとする。ただし、競合する店舗の設置は、本事業者の同意を条件とするものではない。